

【ポスター発表】

**高齢者の在宅生活継続一要因としての住宅改修に関する研究**

—A 県 B 市の住宅改修助成事業を参考として—

○ 郡山女子大学 熊田伸子 (002649)

〔キーワード〕 在宅生活継続、住宅改修、介護保険外

**1. 研究目的**

高齢者が安心して住み続けることのできる住宅環境を整えるための施策には、介護保険制度の住宅改修と介護保険外で自治体独自の住宅改修助成事業がある。

これまで、高齢者の住まいの問題点として、わが国では高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率が低いこと、介護保険制度の住宅改修では、限度額・適用範囲等で限界があることを明らかにしてきた<sup>1)</sup>。

本研究では、自治体の助成事業として住宅改修に積極的に取り組んでいる A 県 B 市の例から、その実態を調査・分析し、住宅環境を整えることが在宅生活継続の一要因となっていることを明らかにしたい。

**2. 研究の視点および方法**

地域包括ケアシステムの構築が進められている中、住まいは重要な要素である。高齢者にとっては、住み心地の良さ、そして安心・安全が求められる。しかし現状では、居室・寝室、玄関、廊下、便所等、家庭内での不慮の事故は交通事故より格段に多いことが報告されている<sup>2)</sup>。転倒は、要介護度の重度化や死亡リスクにもつながることから、早期に生活環境を整えることが課題である。

研究方法として、A 県 B 市における介護保険外の高齢者等住宅リフォーム事業の過去 6 年間（2016～2021 年度・2021 年度は 6 月分まで）の支給実績データの提供を受け、分析を試みた。

**3. 倫理的配慮**

日本社会福祉学会研究倫理規程および研究ガイドラインを遵守し、研究を遂行した。A 県 B 市からは、研究目的を説明した上で、個人情報情報を匿名とした住宅改修データの提供を受けた。本発表についての同意を得ている。

**4. 研究結果**

A 県 B 市の高齢者等住宅リフォーム事業は独自事業であり、介護保険の住宅改修で対応可能な工事については介護保険が優先される。60 歳以上で日常生活において介助を必要とする場合は認定を受けていなくても利用できることになっており、この点が大きな特徴である。助成金は 100 万円を限度額として世帯の生計中心者の市民税の課税状況に応じて 3 分の 1～全額が助成され、事業費は一般財源から支出される。介護保険の住宅改修の限度枠に達している場合や、介護保険の範囲では対応しきれない工事について対応する。そして、保健・医療・福祉及び建築分野の専門家が連携したチーム(リフォームヘルパー)が構

成され、事前相談及び給付対象の認定が行われるのも特徴である。

過去6年間の実績では、年間100～120件で推移している。年齢別では、80歳代、70歳代、90歳代の順に多い。要介護度別では、要介護2、要介護1、要支援2、次いで非該当の順で、要介護認定を受けてなくても住宅改修を必要としていることがわかる。

改修場所は、対象者の専用居室・浴室・洗面所・廊下・玄関・台所・階段昇降機等、介護保険適用外の箇所が多い。便所は和式から洋式への便器の交換だけでなく、段差解消や扉の交換など、付随する工事も多く行われている。高齢者が利用しやすく改修し、できることを増やしていくことは、高齢者の介護予防につながり、たとえ介護が必要な状態になっても自立した日常生活につながることを期待される。

工事費用は、7万円台から500万円台と金額の幅は大きい。500万円台のケースは、浴室、洗面所、廊下、玄関を改造している。浴室はユニットバスへの改造の場合、100万円を超えるが需要は多い。また、ユニットバス内の手すりの取り付け、脱衣所入口引き戸への改良など、部分的な工事ではなく、動線を考えた改造が行われている。

## 5. 考察

当事業の利用実績をみると、介護保険では対応できない改造が多くを占めていた。特に、浴室の改造件数が多かった。古い建物の場合、浴槽は据え置き式が多く、身体機能が低下した高齢者には負担が大きい。また、タイル張りで寒い浴室が多く、ヒートショックの原因ともなっている。段差の解消とともに、寒い地域では温度差のバリアフリーも課題である。さらに複数のケースで、日常生活を送るうえで必要な動線に配慮がなされていた。例えば、居室からトイレに行く場合、段差の解消・床材・トイレの扉・トイレの段差等を考慮しなければならず、単に便器の交換だけでは、問題解決にはならないことがわかる。

改修費用等、財政面の問題もあるが、介護保険財政では、施設にかかる費用コストの割合が大きい。この点を考えると、在宅生活を継続できれば、特養入所待機者の減少、介護保険財政の縮小につながると考える。

改修場所と要介護度の関連性について、軽度者の場合は、身体機能の低下を踏まえた改修となるが、介護度が高くなれば、介護者の負担を軽減するための工事となることも多い。当市における在宅介護実態調査では、在宅生活の継続に向け、不安を感じる介護として、「外出の付き添い、送迎」、「入浴・洗身」、「屋内の移乗・移動」などの回答の割合が高い。B市では、施工内容が自宅で継続して生活を送るために必要な工事であることが確認できれば、介護者の負担軽減となる内容も認めている。介護者が介護しやすいよう居住環境を整えていくことは、結果として、高齢者の在宅生活の継続につながる。このように住宅改修が的確に行われるためにも福祉・建築両面での専門家が個別に対応する意義は大きい。

- 1) 熊田伸子、山形敏明、伊藤真里(2020)「要介護高齢者の在宅生活継続要因に関する研究—介護保険住宅改修の分析と今後の課題—」郡山女子大学紀要論文集第57集
- 2) 損害保険料率算出機構(2022)「高齢者の不慮の事故とは」